平成２９年（フ）第４５１６号
大阪市西淀川区姫島５丁目10番27号　ブランコート姫島公園209号室
債務者　山崎　昭輝
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３３号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番20―302号
債務者　柿木　　明
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６７号
大阪府東大阪市長堂１丁目10番20―1121号
債務者　松山　惟時
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８９号
大阪府茨木市松ケ本町６番37―318号
債務者　花房　　翔
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６２号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目10番12号　マンションサンヒルズ　406号
債務者　細坪　資史
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６３号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目10番12号　マンションサンヒルズ　406号
債務者　細坪美恵こと　金　　美恵
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７７７号
大阪市淀川区加島１丁目２番３―504号
債務者　大谷　祐江
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２６号
大阪府門真市野里町40番12―302号
債務者　松本　　嵩
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４号
長崎県雲仙市瑞穂町伊福甲675番地・669番地グループホームあしたば、住民票上の住所長崎県雲仙市瑞穂町古部乙418番地　榎津一夫方
債務者　榎津チヅ子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月５日午後２時
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６９号
福岡市早良区大字脇山583番地、前住所福岡市早良区高取２丁目５番18―402号
破産者　脇山　淳子
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３６９号
岩手県北上市里分12地割144番地６―106号、開始決定時の住所福岡市早良区南庄３丁目21番16号
破産者　斎藤　卓也
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５５０号
札幌市東区北34条東９丁目３番12号　コンフォート34―102号、開始決定時の住所北海道江別市ゆめみ野東町16番地の16
破産者　笠松　洋年
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０７号
札幌市豊平区豊平６条10丁目２番４―405号
破産者　鎌田　正志
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９９５号
名古屋市熱田区三本松町21番15―1001号（神宮東パークハイツ）、従前の住所愛知県知多市西巽が丘１丁目１番地の９
破産者　松下　一馬
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１１号
神戸市垂水区下畑町西砂山301―１フローラルヴィラ垂水、住民票上の住所群馬県高崎市飯塚町1555番地９　ライフシャトー202号
破産者　金多フミヱ
成年後見人　加島　眞里
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部